

令和 7 年度 成年後見支援センター 事業計画（案）

1 取組方針と課題について

◎取組方針

とまこまい成年後見支援センター（以下「センター」という。）は、東胆振 3 町を新たに支援対象に加え、広域センターおよび中核機関としての役割を担い、今年度で 3 年目を迎えている。

本センターにおいても、国が定める「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）に沿って運営を進めているところであるが、地域連携ネットワークに係る各機能については、十分に整備・充実されているとは言い難い状況にある。

とりわけ、年々増加する相談・支援ニーズに対応するうえで必要な、「権利擁護相談支援機能」「形成支援機能」「自立支援機能」については十分とはいえ、今後は、職員の支援技術のさらなる向上、関係機関との連携・調整機能の強化、後見人に対する支援体制の充実が強く求められている。

また、法人後見の受任件数は現在おおむね 130 件前後で推移しており、現行の職員体制では限界に近い状況にある。とはいえ、本センターは地域におけるセーフティネットの役割も担っていることから、他機関での受任が困難な事例等、いわゆる「支援困難ケース」については、今後も引き続き受任していく必要がある。

そのためには、支援技術の更なる向上を図るとともに、中核機関（センター）および法人後見それぞれの役割を明確にしていく必要がある。

◎機能ごとの現状と課題

（1）権利擁護相談支援機能

①広報について

昨年度は、一般市民を対象とした講演会と個別相談会を同時開催する形式で、苫小牧市および厚真町において実施した。講演会ではセンター職員と市民後見人が協力し寸劇を行ったほか、個別相談会にも苫小牧市・厚真町から数件の参加があり、参加者の皆様からは好評であった。

また、苫小牧市内のコミュニティセンターにおいても、市民向けの説明会および相談会を実施した結果、各会場で 2 件ずつの参加があった。

なお、相談内容は法定後見、任意後見、相続などに関するものが多く、今年度の実施にあたっては、ポスターなどの周知方法をこれまで以上に工夫する必要がある。

②相談対応について

昨年度は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議やケース会議、さらに行政のケース会議に参加し、権利擁護支援の視点を関係機関と共有しながら支援のコーディネートに努めた。

また、月に一度、弁護士・行政・センター職員が相談にのるネットワーク会議（通称：TM ネットワーク会議）を定例開催し、ケースの整理や支援の方向性、役割分担について協議した。会議終了後も相談者の継続的なフォローを行い、個別ケースに対して気軽に法律的助言を得られる場や、行政の考え方を確認できる場として高く評価されている。

さらに、東胆振 3 町においては、センター職員が毎月定例で出張相談を実施し、一時相談支援

やケース相談、同行支援を行った。

今年度もこれらの相談機能を継続するとともに、さらに充実させていく方針である。そのためには、センター相談員の支援技術の一層の向上が求められている。

- | | |
|-------------|------|
| ・地域ケア会議 | 随時 |
| ・カンファレンス | 随時 |
| ・TMネットワーク会議 | 毎月1回 |

(2) 成年後見制度利用開始に至るまでの支援について（権利擁護支援チームの形成支援機能）

受任調整会議は、申立て件数の多さから効率的な運営と、可能な限り早期に受任候補者を決定することが課題となっている。

そこで、事前にセンター内で課題を整理するため、市長申立て案件については市担当者と連携し、初回訪問等を共同で行い情報共有を図っている。その後も必要に応じて課題整理を共同で進めているため、受任調整会議では以前のようにケース説明者を招集することがなくなり、効率的な運営が実現しつつある。

しかしながら、特に専門職の受任候補者（法律職・福祉職を含む）は余力が十分とは言えず、選任過程に時間を要することが課題となっている。

また、法人後見については新たに3団体が受任を開始し計5団体となり、地域全体の受任キャパシティは徐々に広がりつつあるが、最も多く受任している社会福祉協議会は130件前後で受入が推移しており、人員体制等を踏まえるとこれ以上の受入が困難な状況にある。

支援が困難なケースや報酬が見込めないケースについては課題が多く、受け皿となる団体等についても今後検討していく必要がある。

市民後見人養成講座は、苫小牧市で3回、むかわ町および厚真町でも開催した。苫小牧市では受講者の利便性を考慮し夜間開催も実施し、受講できなかった科目については次回講座で補完できる体制とした。これにより受講者から好評を得ており、今年度も引き続き実施する予定である。

また、市民後見人フォローアップ研修も昨年度に引き続き実施する。特に後見事務において居所変更、医療同意、死後事務など判断が難しい場面では、速やかに市民後見人を支援し、安心して後見事務を遂行できるようバックアップしていく。

さらに、今年度から家庭裁判所に提出する定期報告書の様式が新しくなるため、書式に慣れるための支援も行っていく。

- | | | |
|-------------------------|------------|-----|
| ・市民後見人養成講座 | 苫小牧市 | 3回 |
| | 東胆振3町（安平町） | 1回 |
| ・市民後見人フォローアップ研修 | 苫小牧市 | 3回 |
| | 東胆振3町 | 各1回 |
| ・苫小牧市・東胆振3町・千歳市・恵庭市合同研修 | | 1回 |

(3) 成年後見制度利用開始後の支援について（権利擁護支援チームの自立支援機能）

成年後見制度利用促進計画が想定している「自立支援機能」とは、後見人を孤立させることなく、必要に応じて関係機関と協議しながら後見活動を支える体制を構築することである。この支援の対象は、市民後見人に限らず、専門職後見人、法人後見人、親族後見人など、すべての後見人に共通する。

特に、後見開始の審判が確定し、実際に後見事務を行っていく期間においては、後見人が抱える課題を整理しやすくするために、必要に応じて関係機関を招集し、支援体制を整えることが中核機関の重要な役割となる。そのためには、「相談支援」「形成支援」「自立支援」といった各機能を切れ目なく展開していく必要がある。

相談員には、これらの支援機能を意識しながら、それぞれが有機的かつ効果的に機能するように、コーディネートする力量を学んでいかなければならない。

(4) 意思決定支援対応

昨年度は、センター職員および関係機関を対象とした意思決定支援に関する研修を実施することができなかった。

そのため、今年度は毎月開催しているセンターの支援会議を「意思決定支援会議」と位置づけ、意思決定支援を標準化できるように相談員の意識、資質、技術を高めていく。

- ・意思決定支援会議　　毎月
- ・関係機関向け意思決定支援研修　　年1回

(5) 受任調整会議の在り方について（議事3）

各機能が有機的かつ効果的に発揮できるように、資料3のとおり新たなスキーム構築を検討していく。

2 主な事業の実施時期（予定）

- (1) 第19・20・21期市民後見人養成研修
 - ・日中開催 5月～6月
 - ・夜間開催 9月～10月
 - ・土曜日開催 1月～2月
 - ・東胆振3町（安平町） 7月～8月

- (2) 市民向け講演会
 - ・苫小牧市 11月 *相談会も併設実施
 - ・東胆振3町（厚真町） 11月 *相談会も併設実施

- (3) 市民向け説明会・相談会
 - ・苫小牧市 10月・2月
 - ・東胆振3町（むかわ町） 10月

- (4) 市民後見人フォローアップ研修（養成講座修了者研修）
 - ・苫小牧市 8月・10月
 - ・東胆振3町 各町で開催（時期が未定）
 - ・苫小牧市・東胆振3町・千歳市・恵庭市 10月

- (5) 市民後見人研修（名簿登録者）
 - ・苫小牧市 未定
 - ・東胆振3町 未定

- (6) 家庭裁判所との懇談会
 - ・専門職、市役所 12月

- (7) 全国権利擁護ネットワーク全国大会
 - ・苫小牧 10月

3 その他の課題について

- ・中核機関（センター）と法人後見の分離の検討
- ・身寄りのいない人の権利擁護体制のあり方
- ・相談員の権利擁護支援の支援技術の向上
- ・任意後見、死後事務等の検討